

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱の制定について

4 農産第3467号

令和4年12月7日

農林水産事務次官依命通知

農産物等輸出拡大施設整備事業について、この度、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いします。

以上、命により通知する。

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱

制 定 令和4年12月7日付け4農産第3467号
一部改正 令和5年11月29日付け5農産第3201号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでのちのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」や令和2年11月30日に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けた、高品質な我が国の農産物等の一層の輸出拡大により、強い農林水産業を推進していくことが必要である。

このため、産地等の取組として、農産物等の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設（以下「施設等」という。）整備を支援することとする。

(通則)

第2 農産物等輸出拡大施設整備事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 交付金は、第1の趣旨を踏まえ、次の2、3（1）及び（2）並びに卸売市場法（昭和46年法律第35号）第16条第1項に基づいて都道府県知事が行う事業（都道府県知事が知事以外の者に実施させる間接補助事業を含む。以下「交付事業」という。）に要する経費を都道府県に交付し、次の3（3）に基づいて行う事業（以下「直接採択事業」という。）に要する経費を直接採択事業者に交付することを目的とする。

2 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備（都道府県整備事業）

3 食品流通のグローバル化

（1）輸出拡大卸売市場施設整備（都道府県整備事業）

（2）輸出物流拠点施設整備（都道府県整備事業）

（3）輸出物流拠点施設整備のうち国直接採択事業

(事業の内容等)

第4 交付事業及び直接採択事業（以下「交付事業等」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、第3に掲げる目的において設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠ及びⅡに掲げるとおりとする。

このほか、別表1のⅠ及びⅡに定める交付事業等は、別紙に定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）又は農林水産省農産局長（以下「農産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあつては、別表1のⅠ及びⅡに定めるもののほか、緊急に事業

を実施することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、交付事業等を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。
- 4 都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとし、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

（事業の実施）

- 第5 事業実施計画、都道府県事業実施計画及び取組内容の変更手続については、別紙により行うものとする。
- 2 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（交付の対象及び交付率）

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付事業等を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、第4第1項ただし書の事業に要する経費は、第4第1項に掲げる事業において実施する事業に要する経費としてみなすことができることとし、これに対する交付率は、農産局長等が別に定めるところによる。

（申請手続）

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の

場合にあつては、農産局長等）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 交付決定者は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付事業を実施する都道府県知事又は直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第10 都道府県知事等は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第11 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第12 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認等申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 交付事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 交付事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げるもの以外とする。

(事業遅延の届出)

- 第14 都道府県知事等は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第15 都道府県知事等は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号に

より事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第16 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業を行う事業実施主体（以下「間接交付事業者」という。）に交付しなければならない。

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業等が完了したとき（第12条第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事等は、交付事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあつた日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第18 交付決定者は、第17条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 19 都道府県知事等は、第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 18 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 18 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 20 交付決定者は、第 12 第 1 項第 3 号の規定による交付事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事等が、交付金を交付事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事等が、交付事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 18 第 3 項の規定を準用(括弧書を除く。)する。

(財産の管理等)

- 第 21 都道府県知事等は、交付対象経費(交付事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 22 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 3 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、交付事業等を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第 7 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 9 第 1 項の規定による交付決定通知を

もって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

- 第23 都道府県知事等は、交付事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第24に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第24 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第25 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、第11から第15まで、第17、第19から第21まで、第23及び第24（間接交付事業者が地方公共団体の場合に限る。）の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合

せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第9第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第26 事業実施主体及び都道府県知事が行う事業実施状況の報告については、別紙により行うものとする。

(事業の評価)

第27 事業実施主体及び都道府県知事が行う交付事業等の評価の報告については、別紙により行うものとする。

(指導等)

第28 国及び都道府県知事が行う指導等については、別紙により行うものとする。

(委任)

第29 交付事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年12月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱(平成28年1月20日付け27生産第2394号農林水産事務次官依命通知)、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知)並びに農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領(平成28年1月20日付け27食産第4823号、27生産第2395号、27政統第492号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知)は廃止する。
- 3 2による廃止前の農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱及び農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。ただし、事業の評価については、第27の規定に定めるところによる。

(附則)

- 1 この改正は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表1のI（第4関係）

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p>	<p>農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備</p> <p>農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備及び農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p> <p>次の事業が実施できるものとする。</p> <p>1 整備事業</p> <p>耕種作物産地基幹施設整備</p> <p>ア 育苗施設</p> <p>イ 乾燥調製施設</p> <p>ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>エ 農産物処理加工施設</p> <p>オ 集出荷貯蔵施設</p> <p>カ 産地管理施設</p> <p>キ 農作物被害防止施設</p> <p>ク 生産技術高度化施設</p> <p>ケ 種子種苗生産関連施設</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業者の組織する団体 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。</p> <p>(4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 土地改良区</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者（農産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(8) 食品事業者 以下のア又はイの場合に限るものとする。</p> <p>ア 大豆製品又は茶製品の製造若しくは製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設並びに育苗施設を整備する場合</p> <p>(9) 民間事業者（農産局長等が別に定めるものに限る。）</p> <p>(10) 都道府県知事が交付決定者と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上をいう。以下同じ。）が、5名以上であること。</p> <p>(2) 本要綱別紙の第3の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 農産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 整備事業を実施する場合には、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合には、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内）とする。</p>

別表1のII（第4関係）

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>食品流通のグローバル化</p>	<p>農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備</p> <p>輸出拡大卸売市場施設整備、輸出物流拠点施設整備</p> <p>1 整備事業 次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者</p> <p>(2) 地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者</p> <p>(3) 輸出物流拠点施設を設置する地方公共団体</p> <p>(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者</p> <p>(5) 中央卸売市場若しくは地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会</p> <p>(6) (5) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(7) 輸出物流事業者（第3の3の(2)及び(3)の事業に限る。）</p> <p>(8) 特認団体</p> <p>(9) (1)、(2)又は(3)に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 本要綱別紙の第3の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 農産局長等が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって費用を償うことが見込まれること。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の4/10以内（ただし、農産局長等が別に定める場合にあつては、農産局長等が別に定める率以内）とする。</p>

別表2（第6、第7関係）

区 分	経 費	交 付 率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の変更
農業・食品産業強化対策整備交付金 農産物等輸出拡大施設整備事業 1 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	1 事業費 (1) 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備本要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額 （事業費の1/2以内）	北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
2 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 (1) 都道府県事業	(2) 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 本要綱及び市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費	定額 （事業費の4/10、1/3以内）		市場法第16条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	3 経費の欄に掲げる1の(3)の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げる1の(3)の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
(2) 直接採択事業	(3) 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 本要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の1/3以内			
	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額 （事業費の1/2以内）			

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。）
所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第7の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容及び

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
	農産物等の輸出拡大に向けた 共同利用施設の整備	円	円	円	円	円	
農産物等の輸出拡大 に向けた卸売市場 施設等の整備	法律補助						
	予算補助						
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合には、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 「農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備」のうち「法律補助」欄には、中央卸売市場施設整備の取組について記入し、「予算補助」欄には、法律補助以外のメニューについて記入する。
- 3 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D) 円	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) 円	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A) 円	都道府 県 費 (B) 円	市 町 村 費 (C) 円	その他 (D) 円	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費							
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注）「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 交 付 金 2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金					注) 年 月 日
合 計					

注） 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難い場合には、2のみの添付も可能とする。

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類のうち都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書
事業種類(農業・食品産業強化対策整備交付金)

区分	交付根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、区分ごとに計を設けること。
2 交付根拠欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
3 施設等区分欄は、本要綱別表1の施設・機械等名を記入すること。
4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計欄の備考欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。
5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第11及び25関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔直接採択事業者〕 殿（第11）

〔事業実施主体〕 殿（第25）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、都道府県知事が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第12関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（ 国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名 ）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇したいので、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
- 3 交付金の額が増額する場合は、件名の「農産物等輸出拡大施設整備事業変更等承認申請書」を「農産物等輸出拡大施設整備事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する」を「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。

別記様式第4号（第14関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
 （農産物等輸出拡大施設整備事業）遅延届出書

番 号
 年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
 所在地
 団体名
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、
 下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、農産物等輸
 出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第14の規定に基づき届け出る。

記

1. 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
2. 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記
 載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期し
 て事業を継続したい場合のみ記載すること。

- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第15関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
 （農産物等輸出拡大施設整備事業）事業遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（ 国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
 所在地
 団体名
 代表者氏名 ）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」欄には、別記様式第1号のⅡの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
 2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 4 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第16関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第16の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区分	事業に要する経費	交付金(A)	既受領額(B)		遂行状況 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A) - (B)+(C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 括弧内は、第15第1項ただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第17第1項関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（ 国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名 ）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第17第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - （2）間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、別記様式第1号のV-2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- また、次の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
 - （2）事業実績内訳明細書
- 3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第8号（第17第2項関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
 （農産物等輸出拡大施設整備事業）年度終了実績報告書

番 号
 年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（ 国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
 所在地
 団体名
 代表者氏名 ）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第17第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支 払済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注)

- 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかつた場合に提出するものとする。
- 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号（第17第4項関係）

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

（ 国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名 ）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた農産物等輸出拡大施設整備事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3-2）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（交付事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
 - （4）間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出してある資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

・間接交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出してある資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付資料のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号（第23関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区			事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管 交付金事業名									
区 分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		備 考	
	メニュー	事業実施 主 体	工種構造 又 は 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容		
									交付金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	その他						
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 24 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
農産物等輸出 拡大施設整備 事業													
事業費													
附帯 事務費													
その他													

記載要領

- 「事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

別紙

I 各取組共通事項

第1 対象地域

- 1 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。
ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の耕種作物産地基幹施設整備のクの生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- 2 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域内（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする（ただし、農産局長等が別に定める施設基準は除く。）。

第2 取組の概要

取組の概要はⅡ-1の第1、Ⅱ-2の第1に定めるところによるものとする。

第3 成果目標の基準及び目標年度

- 1 成果目標の基準
成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、農産局長等が別に定めるところによるものとする。
- 2 目標年度
成果目標の目標年度は、次のとおりとする。
ア 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組
事業実施年度（複数年度の事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）から5年以内とする。
イ 食品流通のグローバル化を目的とする取組
事業実施年度から5年以内とする。

第4 取組の実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

第5 事業実施等の手続

○都道府県向け交付金

- 1 事業実施主体は、別表3に規定するその他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
なお、Ⅱ-1の第1の2に取り組む事業実施主体は、原則として、整備施設等の所在地を管轄する都道府県知事に事業実施計画を提出するものとする。
(1) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあつては、市町村長（実施地

区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあつては管理者又は理事、広域連合にあつてはその長とする。以下同じ。）とする。なお、別表1のⅡのメニューの欄の1の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあつては開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う場合、卸売市場施設整備であつて都道府県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあつては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1)の場合にあつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、卸売市場施設整備を除く。

- (3) 市町村長は、(1)の本文に基づき事業実施計画の提出があつた場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

- (4) 市町村が事業実施主体となる場合については、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式3号により地方農政局長等（北海道にあつては農産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- 3 都道府県知事は、2の提出を行う際に併せて、当該都道府県計画に地域提案が含まれる場合又は都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別紙様式1号及び3号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

なお、特認団体（別表1のⅠ及びⅡの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別紙様式4号による協議も併せて行うものとする。

- 4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあつては、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

(3) 地域提案の事業内容の変更

- 6 事業実施状況の報告等

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、別表4に規定する項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 国は、都道府県知事に対し、(3)に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

7 対策の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表4に規定する項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するとともに、(2)に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができる。
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- (6) 農産局長等は、(4)の報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行に反映させるものとする。
- (7) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び農産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- (8) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

8 指導推進等

- (1) 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

(2) 対策の適正な執行の確保

ア 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

イ 都道府県は、アに準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

○国直接採択事業

9 事業実施主体は別紙様式6号に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他都道府県にあっては当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下、国直接採択事業の項において同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

10 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

11 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

12 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、以下に掲げる場合にあつては、重要な変更として、9に準じた手続を行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更

13 事業実施状況の報告等

(1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、別紙様式6号により、毎年度、当該年度における事業実施報告書により地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検をし、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

(3) 地方農政局長等は事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

14 対策の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式6号に定める評価報告書を作成し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して農産局長等が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができる。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

15 推進指導等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

第6 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表5に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表6に定めるとおりとする。

第7 国の助成措置

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした国産農産物等の輸出のための生産・流通体制の構築のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

1 水田農業構造改革対策に基づく施策

2 野菜の構造改革対策に基づく施策

3 果樹産地構造改革の推進に関する施策

4 花き産業の振興に関する施策

5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策

6 農産物等の需給の調整のための施策

7 環境保全型農業の推進に関する施策

- 8 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 9 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第9 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については次に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

事業実施主体は、産地基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

6 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業の受益者については、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPを実施する場合はこの限りでない。

7 GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証取得をする場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

10 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用を努めるものとする。

11 推進指導等

(1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

12 管理運営等

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(6) 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

第10 その他

1 本対策の実施につき必要な事項については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち

産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）を準用するものとする。

2 本対策については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表3（整備事業の事業実施計画）

目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号のIの産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果及びその他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 農産局長等が別に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。</p> <p>3 費用対効果に関する項目 農産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。</p> <p>4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。</p> <p>5 既存施設の再編合理化の検討に関する項目 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用（再編合理化等）を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。</p> <p>6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。</p> <p>7 事業効果の発現目標に関する項目 輸出国別の輸出向け出荷量及び出荷額の現状値と目標値を記載するものとする。</p> <p>8 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。</p> <p>9 輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる取組に関する項目 農産局長が別に定める基準を満たすことが確実にあること又は満たしていることについて記載するものとする。</p>

		<p>10 低コスト耐候性ハウス等の加温設備を整備する際、化石燃料のみに依存しない加温方法について十分検討を行った結果、化石燃料のみに依存した加温設備とする場合は、その検討結果について添付するものとする。</p> <p>11 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>
<p>食品流通のグローバル化</p>	<p>農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備</p>	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号のⅡの食品流通のグローバル化を目的とする取組用に規定されている項目を含めて記載するものとする。</p> <p>2 費用対効果に関する項目 農産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。</p> <p>3 事業概要に関する項目 (1) 事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等） (2) 当年度工期 (3) 当年度事業費 (4) 全体事業期間（複数年度の事業の場合） (5) 全体事業費（複数年度の事業の場合）</p> <p>4 事業を実施する理由に関する項目 (1) 現状と課題 (2) 課題を解決するための対応方向・方針（食品等の流通合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画を添付すること。） (3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容</p> <p>5 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） (2) 交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） (3) 交付率 (4) 財源内訳（国費、地方債、一般財源、その他）</p> <p>6 交付対象施設の機能向上に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 事業の実施が、交付対象施設の機能向上（輸出拡大に限る。）に資する理由を、交付対象整備の内容とあわせて記載するものとする。</p> <p>7 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目 (1) 整備規模 (2) 必要規模及びその算定根拠 (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由</p> <p>8 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額</p>

		<p>9 繰越額に関する項目</p> <p>(1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額</p> <p>(2) 前年度分と当年度分の工程表</p> <p>10 食肉関連施設整備実施計画に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理)</p> <p>(1) 事業費</p> <p>(2) 交付対象事業費</p> <p>(3) 交付金の額</p> <p>11 8のうちの新設市場建設及び大規模整備事業に関する項目</p> <p>(1) 建設計画の概要</p> <p>(2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。)の建築延べ面積(着工年度の前年度末)及び事業実施により機能向上が図られる部分の建築延べ面積(大規模整備に該当する場合のみに限る。)</p> <p>(3) 工事計画・工事工程表</p> <p>(4) 売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して行わなければならない搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加工施設、附帯施設又は上記施設内容に準ずる施設の整備があつて当該整備を大規模整備として行う場合は、その施設名と売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して整備を行わなければならない理由</p> <p>12 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>
	うち国直接採択事業に係る整備	別紙様式6号に規定されている項目について記載するものとする。

別表4 (整備事業の実施状況報告及び評価報告)

目的	メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	<p>1 事業実施状況に関する一般的な項目</p> <p>別紙様式2号のIの産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目</p> <p>事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 事業実施状況に関する詳細な項目</p> <p>「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>4 事業の効果及び改善方策に関する項目</p> <p>「事業の効果(輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額の年度ご</p>

		<p>との実績値を含む。）」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。</p> <p>5 農産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。</p> <p>ア 輸出先の求めるGAP認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>イ HACCP等認定 認定取得の状況について記載するものとする。</p> <p>ウ ハラール認証取得 認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>エ 有機JAS等認証取得 認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（CA（環境制御型）貯蔵施設等）の導入状況について記載するものとする。</p> <p>6 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>
食品流通のグローバル化	農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備	<p>1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別紙様式2号のIIの食品流通のグローバル化を目的とする取組用に規定されている項目について記載するものとする。</p> <p>2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。</p> <p>3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目</p>
	うち国直接採択事業にかかる整備	別紙様式6号に規定されている項目について記載するものとする。

別表5（附帯事務費の率）

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.0%以内	1/2以内

別表6（附帯事務費の使途基準）

区 分	内 容
旅 費	<p>普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費）</p> <p>日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）</p> <p>委員等旅費（委員に対する旅費）</p> <p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用</p>
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬

職 員 手 当 等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当
報 償 費	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当 謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

注：食品流通拠点施設整備の推進の市町村附帯事務費には、地方自治法第 284 条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

Ⅱ－１ 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

第1 取組の概要

本要綱別表1のⅠのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

1 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備

国産農産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる耕種作物産地基幹施設の整備を支援。

2 農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

国産農産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

(2) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」(令和4年12月7日付け4食産第1935号、4農産第3469号、農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長通知。以下「配分基準通知」という。)に定めた成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。

(3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

(4) 輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であるものとする。

(5) 産地基幹施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(6) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

(7) 都道府県知事は、別紙Ⅰの第5の6の(2)による点検及び第5の7の(2)による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(ア又はイに掲げる場合等)にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式7号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継

続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (8) 整備事業で実施する産地基幹施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9) 産地基幹施設の整備に対する交付については、既存産地基幹施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

- (10) 産地基幹施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

- (11) 産地基幹施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の産地基幹施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

- (12) 産地基幹施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資する最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ 必要に応じ、産地基幹施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (13) 産地基幹施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

- (14) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として産地基幹施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- (15) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。
- ウ 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- (16) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (17) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。
- (18) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (19) 土地利用型作物（稲、麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (20) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。
- ア 輸出先の求めるG A P認証（GLOBAL G. A. P.、ASIA GAP、JGAP等の認証をいう。）の取得
- イ HACCP等認定（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は国際基準に整合している認証等をいう。）の取得
- ウ ハラール認証（イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。）の取得
- エ 有機J A S等認証の取得
- オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（C A（環境制御型）貯蔵施設等）の導入
- (21) 輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組において、本要綱別表1のIのメニュー

一欄の1の耕種作物産地基幹施設整備のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設の整備等を行う場合、事業実施主体は次の事項に留意するものとする。

ア 共通

事業実施計画に目標年度における輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額(見込み)を記載するものとする。

また、輸出先国別の輸出戦略を策定し、毎年度検証を行うよう努めるものとする。

イ 稲

毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別及び品種別に記録するものとする。

ウ 野菜、果樹、茶及び花き

野菜、果樹及び花きについては、集出荷施設をはじめコールドチェーンを確立する等、輸出品の品質保持に努める。また、毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別に記録するものとする。

茶については、集出荷貯蔵施設に集荷した茶の生産履歴が確認できる体制を構築するとともに、残留農薬分析の実施等により、海外に輸出する茶が輸出相手国の残留農薬基準に適合していることを確認するよう努めるものとする。

(22) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者による、第1の2の農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組は、2の(4)のA及びイにかかわらず取り組むことができるものとする。ただし、この場合の施設整備等は、本要綱別表1のIのメニュー欄の1のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設に限るものとする。

(23) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙Iの第5の6に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(24) 事業実施主体は、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)会員であること。

(25) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。))の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。)することとする。

2 事業実施主体

(1) 農業者の組織する団体又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していなければならないものとする。

(2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「農産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体のうち、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体(企業・業界団体は除く。)とする。

ア 名称、事務所、会員、役員構成、事業運営、会計年度等について規定された規

約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

(3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「農産局長等が別に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体に構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

(4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の「農産局長が別に定める民間事業者」は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

イ 施設の利用料金が、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

ただし、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷体制等の構築の取組は、この要件を満たさない者であっても行うことができるものとする。この場合において施設整備等は、本要綱別表1のIのメニュー欄の1のエの農産物処理加工施設、オの集出荷貯蔵施設に限るものとする。

(5) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(10)の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体。

3 採択要件

(1) 別紙Iの第3の1の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は配分基準通知の別表1-1、1-2-①及び1-2-②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

(2) 整備事業の上限事業費

本要綱別表1のIのメニューの欄の1のうち次に掲げる産地基幹施設にあつては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあつては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき1,109千円、ただし、100ヘクタール未満の場合は1,972千円

乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき502千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき558千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき544千円
農産物処理加工施設（稲・麦・大豆）		計画処理量1トンにつき5,484千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く	原料の計画処理量1トンにつき1,864千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機以外	計画処理量1トンにつき468千円
	選果機（外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき333千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機以外	計画処理量1トンにつき210千円
	選果機（外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、トマト、なす及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき300千円、 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理量1トンにつき678千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,886千円/ha
	防風施設	51,712千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	45千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,497千円/ha
種子種苗生産関連施設（稲・麦・大豆）		計画処理量1トンにつき1,236千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	39千円/m ²

- (注) 1 産地基幹施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。
- 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
- 3 配分基準通知第1の2の(2)のアに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍(小数点第1位を四捨五入)とする。

(3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の(5)に定める総事業費に満たない場合にあつても、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合(都道府県知事は理由書を作成し、別紙Iの第5の2に定める都道府県事業実施計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。)にあつては、当該事業を実施できるものとする。

(4) 面積要件等

ア 本要綱別表1のIの採択要件の欄の(3)の農産局長等が別に定める事業対象作

物の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、本要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の（9）の民間事業者が、第 1 の 2 の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	<p>・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。</p> <p>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。</p> <p>なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。</p> <p>（a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。</p> <p>（b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</p>
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する指定種子生産ほ場の面積とする。

	稲	種子生産ほ場の面積が25ヘクタール	
	麦	種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
	大豆	種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積）	
	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ヘクタール	
	茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	5ヘクタール	
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作	

		付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。)	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	<p>集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。</p> <p>なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。</p>	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号。以下同じ。）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。</p> <p>なお、都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知。以下同じ。）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	<p>5ヘクタール</p> <p>ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール</p>	

		<p>ル、落葉果樹で50ヘクタールとする。</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	上記以外の果樹	<p>3ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては30アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
野菜	露地野菜	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、沖縄県にあつては5ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	施設野菜	<p>5ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
花き	露地花き	<p>5ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	施設花き	<p>3ヘクタール</p>	

		<p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
--	--	---	--

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の（9）の民間事業者が、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

(カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域

(キ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時</p>	<p>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以</p>

		において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	上の地区において次に掲げる (a) 又は (b) の要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。		
なたね こんにやく ホップ	5ヘクタール		

	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ヘクタール	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

ウ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とする。

4 産地基幹施設等の基準

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の耕種作物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 （b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機 ・法令等で本体施設の一部として設置する必要があるトイレ、更衣室等も一体的に整備できることとする。
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	

稚蚕飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物、土地利用型作物の種子並びに地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただ

	<p>し、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。 <p>原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 <p>なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機及び仕上茶加工機の整備のみとする。（ただし、仕上茶加工機を導入する場合、処理原料は産地と契約栽培したのものに限るものとし、当該契約栽培は長期的

	な契約を締結するものとする。)
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるもの

	<p>は対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 <p>なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。</p> <p>（a）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。</p> <p>（b）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。</p> <p>（c）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。</p> <p>（d）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。</p>
農産物取引斡旋施設	<ul style="list-style-type: none"> ・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 （a）この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 （b）原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実に見込まれる場合に限るものとする。 <p>i 茶……………1,000ヘクタール</p> <p>ii こんにゃく……………600ヘクタール</p>
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	

附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病害虫防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
生産技術高度化施設	<p>・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。</p> <p>・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は次の内容をすべて実施することとする。</p> <p>なお、（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。</p> <p>（a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。</p> <p>（b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。</p> <p>（c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。</p> <p>（d）所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。</p> <p>（e）管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。</p> <p>・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外</p>

	への逃亡防止等に万全を期すこと。
技術実証施設	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。 ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 <p>また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。</p>
省エネルギーモデル温室	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 <p>また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な設備とすること。
<p>高度環境制御栽培施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・当該施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト削減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、太陽光利用型については、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農産物等輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（農林水産省生産局。以下「新技術指針」という。）に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生

	<p>産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な設備とすること。
高度技術導入施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稲自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存のハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指針」に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置できるものとし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上のものとする。
栽培管理支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	<ul style="list-style-type: none"> ・いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	

II-2 食品流通のグローバル化

II-2-1 輸出拡大卸売市場施設整備

第1 取組の概要

本要綱別表1のIIのメニューの欄の農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備（以下、本対策という。）については、中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）であって、国産農産物等の輸出拡大に向けた取組を行うものに対する支援とする。

第2 採択要件に関する留意事項

本要綱別表1のIIの採択要件の欄の（1）の成果目標については、配分基準通知の別表2において定めるものとし、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第3 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

（1）品質・衛生管理高度化施設の整備

輸出先国が求める衛生基準等を満たすため、取扱物品の品質・衛生管理の高度化を図る施設（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号。以下「HACCP支援法」という。）に基づく支援の対象とされた（支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。）HACCP支援法第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証（認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。）に係る施設及び「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号別添）に基づき衛生管理を行う施設）とし、以下の要件を満たすとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

ア 輸出先国が求める衛生基準を満たすために必要な専用の搬入・搬出口、取扱品目に応じた空調・換気機能等を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

イ 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。

ウ 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

(ア) 施設の取扱品目

(イ) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

(ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(エ) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(オ) その他必要な事項

エ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）その他の食品安全に関する法令に則して衛生管理を行うこと。

(2) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

ア 係留所

イ 生体検査所及び検査用機械器具

ウ 処理室及び処理設備

エ 検査室及び検査用機械器具

オ 消毒所、隔離所

カ 汚物処理設備

キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備

ク 作業員室

ケ と場に係る電気通信等附帯設備

(3) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加工施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較し、その面積が最大の施設とする。

(4) 大規模整備

ア 既に設置している卸売市場の施設の整備であって、次に掲げる全ての条件に該当するもの（以下「大規模整備」という。）に要する経費

(ア) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）を主体とした整備であること。

(イ) 当該整備によって売場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積（売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末におけ

る売場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。

(ウ) 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。

イ 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、あるいは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

ウ 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備の条件に合致する理由及びイに規定する施設である理由を記載すること。

(5) 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「PFI選定事業者」という。）が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。

イ PFI法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

ウ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

エ 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあつては、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

オ 地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図ること。

(6) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 施設の整備が、市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。また、輸出拡大に資する機能向上を伴う施設整備でなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕又は整備等は、本事業における施設の機能向上に該当しない。そのため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。

イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

ウ 当該施設を整備する卸売市場において、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）等の策定に取り組むこと。

エ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。

オ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

カ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

キ 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地

域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、交付対象経費と交付対象外経費（事業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含む。）を明確に区分できない場合、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。

(7) 施設の取得

- ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。
- イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(8) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(9) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。また、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

(10) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(11) 施設の管理運営

- ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。
- イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、イの管理運営規定を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(12) 事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

(13) 都道府県知事は、別紙 I の第 5 の 6 の（2）による点検及び第 5 の 7 の（2）による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式 7 号に定める改善計画（同様式のうち、5. 改善計画を実施するための推進体制の項目を除く。）を作成させるとともに、改善計画の達

成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

2 事業実施主体

- (1) 中央卸売市場の開設者
- (2) 地方卸売市場の開設者
- (3) 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は共同組合連合会
- (4) (3) に掲げる法人が主たる出資又は出せん者となっている法人（(3) に掲げる法人を除く。）
- (5) (1) 又は(2) に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
- (6) P F I 選定事業者
- (7) 特認団体（(1) から(6) までに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場を経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をいう。）

3 事業の要件

- (1) 中央卸売市場又は地方卸売市場が、認定計画に従って実施する施設の整備であり、当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること
- (2) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- (3) 輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定。以下同じ。）に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であること

4 交付対象施設及び交付率

第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

交付対象施設	交付率		
	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。） (2) 大規模整備に要する経費	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の整備であって、左記以外に要する経費	輸出促進に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
貯蔵・保管施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内

駐車施設	4 / 10以内	—	1 / 3以内 ※
構内舗装	1 / 3以内	1 / 3以内	1 / 3以内
搬送施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
衛生施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
食肉関連施設	4 / 10以内	1 / 3以内	—
情報処理施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
市場管理センター	1 / 3以内	—	1 / 3以内 ※
防災施設	1 / 3以内	1 / 3以内	1 / 3以内
加工処理高度化施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
選果・選別施設	4 / 10以内	1 / 3以内	1 / 3以内
総合食品センター機能付 加施設	1 / 3以内	—	1 / 3以内 ※
附帯施設	1 / 3以内	—	1 / 3以内 ※
上記施設の施設内容に準 ずる施設	1 / 3以内	1 / 3以内	1 / 3以内

※地方卸売市場の新設に限る。

5 交付対象施設の施設内容

交付対象施設	施設内容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設

食肉関連施設	第3の1の(2)に定める施設であつたと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理強化施設	第3の1の(2)のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケまでのうち、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウまでに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設(売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備(電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス

	設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。))
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設

6 施設の整備規模

施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。

7 上限建築単価

下表に掲げる施設にあつては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
		円/m ²	円/m ²	円/m ²
売場施設	鉄骨構造(平屋)	113,000	124,000	124,000
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(重層)	132,000	145,000	145,000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125,000	125,000	138,000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(重層)	202,000	202,000	223,000
加工処理高度化施設				
選果・選別施設				
総合食品センター機能付加施設				
上記施設の施設内容に準ずる施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	159,000	174,000	174,000
	鉄筋コンクリート構造	189,000	189,000	208,000

(注) 1 多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

2 上限建築単価には、消費税を含む。

II-2-2 輸出物流拠点施設整備

第1 取組の概要

1 農林水産物等の輸出を促進するために空港内や港湾内及びその周辺におけるコールドチェーンを最大限に活用する輸出物流拠点の施設の整備

(1) 事業実施主体

ア 地方公共団体

イ 第3セクター

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

エ ウに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（ウに掲げる法人を除く。）

オ 輸出物流事業者

カ 特認団体（ア、イ、ウ及びエに掲げる者以外の者であって、輸出物流拠点施設の整備により輸出促進に資するものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(2) 事業の要件

ア 認定計画に従って農林水産物等物流を効率化し、輸出を促進するための取組に必要な施設の整備を実施するものとし、輸出先国が求める衛生基準を満たし、産地から輸出先国までの一貫したコールドチェーンを確保できる施設であり、輸出先国までの配送に必要な梱包等が可能であること。

イ 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であること。

ウ 輸出先国が求める衛生基準を満たすために必要な専用の搬入・搬出口、取扱品目に応じた空調・換気機能等を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

エ 利用規程において、次に掲げる事項が規定されていること。

(ア) 施設の取扱品目

(イ) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

(ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(エ) 品質管理の責任者の設置及び債務に関する事項

(オ) その他必要な事項

オ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の食品安全に関する法令に則して衛生管理を行うことができる施設とすること。

2 取組の実施基準

次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

- (1) 農林水産物等物流を効率化し、輸出を促進するために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要最小限のものであること。
- (2) 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
- (3) 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
- (4) 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
- (5) 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。
- (6) 地方農政局長等は、別紙Ⅰの第5の13の(2)による点検及び第5の14の(2)による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。
なお、改善措置については、別紙様式7号に定める改善計画(同様式のうち、5.改善計画を実施するための推進体制の項目を除く。)を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

3 交付対象施設及び交付率

輸出物流拠点施設整備の交付対象施設は、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はⅡ-1の第3の7に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1/3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はⅡ-1の第3の5に準じることとする。

第2 その他

○ 都道府県採択事業

Ⅱ-2-1の第2、第3の1の(1)及び(7)から(13)までについては、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第3の1の(11)においては都道府県知事の承認を得るものとする。

○ 国直接採択事業

Ⅱ-2-1の第2、第3の1の(1)、(7)から(9)まで及び(11)については、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第3の1の(11)においては地方農政局長等の承認を得るものとする。

1. 総括表

（都道府県名： ）

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	目的	メニュー (輸出予定 国・地域)	対象作物等名	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了 年月日	備考
									交付金	都道府県費 市町村費	その他		
産1				産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	畑作物・地域特産物								
産2				産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	果樹								
食1				食品流通のグローバル化	安全・安心な市場流通								
食2				食品流通のグローバル化	効率的な市場流通								
食3													

- (注) 1 「番号」の欄については、「産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備」は産、「食品流通のグローバル化」は食と番号の頭につけること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「目的」の欄については、「産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備」、「食品流通のグローバル化」のいずれかを記入すること。
 4 「対象作物等名」の欄については、対象となる具体的な作物等名を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては併記すること（土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること）。また、食品流通のグローバル化及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
 5 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
 6 複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別紙様式1号別添1に記入すること。
 7 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、5. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

2. 個別表

I 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組用													(〇〇県 〇〇年度)							
番号	市町村名	事業実施主体名	メニュー (対象となる作物(品種を含む)等も記入すること。)	I 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					現況値の内容 (設定基準・項目) (事業実施主体の現況)	メニュー (対象となる作物(品種を含む)等も記入すること。)	II 達成すべき成果目標の内容及び現況値					輸出額又は輸出割合		地域提案及び特認団体	備考	
				成果目標の内容							成果目標の内容					現況値の内容 (設定基準・項目) (事業実施主体の現況)	現況値			目標値
				現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法					
				(〇〇年)	(〇〇年)					(〇〇年)	(〇〇年)					(〇〇年)	(〇〇年)			

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表1-2に定める類別番号を記入すること。
 3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表1-2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
 なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表1-2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
 4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。
 6 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
 7 類別1を選択する場合は、II欄は記入しないこと。
 8 「輸出額又は輸出割合」の欄は、輸出額の場合は目標年度までの累計額を、輸出割合の場合は目標年度における施設の取扱量又は取扱額の割合を記入すること。
 9 輸出産地としてのリスト化によりポイント加算する場合にあつては、「備考」の欄に輸出産地リストとの連携内容を記載すること。

都道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由

番号	設定理由

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

II 食品流通のグローバル化を目的とする取組用

(○○県 ○○年度)

番号	市町村名	市場名	事業実施主体名	取組の分類	メニュー	成果目標の具体的な内容	成果目標 I							成果目標 II							地域提案及び特認団体	備考			
							目標数値			加算ポイント	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標数値			加算ポイント	目標数値の考え方	事後評価の検証方法							
							現状値	目標値	増減率等				現状値	目標値	増減率等										
	○○市	○○市中央卸売市場	○○市	輸出拡大卸売市場施設整備	安全・安心な市場流通	(物品鮮度の保持)低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率(○○年)	○%	低温売場販売率(△△年)	△%	○%削減	加算ポイントの要件に該当する場合、該当理由を記載すること。				効率的な市場流通	(物流コスト等の削減)物流コストの削減	物流コスト(○○年)	○○千円	物流コスト(△△年)	△△千円	○%削減	加算ポイントの要件に該当する場合、該当理由を記載すること。		

- (注) 1 「番号」の欄については、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「取組の分類」の欄については、「輸出拡大卸売市場施設整備」又は「輸出物流拠点施設整備」の取組の別を記入すること。
 4 成果目標を2つ設定する場合は、成果目標 I 及び II の欄にそれぞれ記入すること。
 5 「メニュー」の欄については、配分基準通知別表 2 の欄に該当する内容を記入すること。
 6 「成果目標の具体的な内容」の欄については、配分基準通知別表 2 の内容及び達成すべき成果目標の基準に沿って、記入すること。
 7 「目標数値」の欄については、配分基準通知別表 2 の達成すべき成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。
 なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
 8 「加算ポイント」の欄については、配分基準通知別表 2 のポイントの欄の右欄のいずれかの加算に該当する場合に記入すること。
 9 「目標数値の考え方」の欄にあっては、目標値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 10 「事後評価の検証方法」の欄については、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法により検証ができるものを記入すること。
 11 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
 12 グローバル産地計画の策定によりポイント加算する場合にあっては、備考欄にグローバル産地計画との連携内容を記載するとともに、農林水産大臣が当該計画を認定したことが分かる書類を添付すること。

都道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由

番号	設定理由

3. 事業費の内訳（整備事業、全取組共通）

（ ○○県 ○○年度 ）

（目）農業・食品産業強化対策整備交付金

（単位：円）

	件数	事業費	都道府県附帯事務費		総計	
			交付金	交付金	交付金	交付金
産地競争力の強化及び輸出 拡大に向けた広域集荷環境 の整備						
食品流通のグローバル化						
計						

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 農業・食品産業強化対策整備交付金

(都道府県名：)

区 分	金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費			
普通旅費			
日額旅費			
委員等旅費			
小計			
賃金等			
給料			
報酬			
職員手当等			
報償費		謝金	
需用費			
消耗品費			
燃料費			
食糧費			
印刷製本費			
修繕費			
小計			
役務費		通信運搬費	
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
市町村附帯 事務費			
合 計			

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

5. 継続事業

(都道府県名：)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施 主体名	目的	メニュー		事業内容 (工種、施設区 分、構造、規格、 能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度						事業費	交付金	
					産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備						
					食品流通のグローバル化						

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「目的」の欄については、「産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備」、「食品流通のグローバル化」のいずれかを記入すること。
 4 「メニュー」の欄については、「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について(令和4年12月7日付け4新食第1935号、4農産第3469号、農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長通知)」の別表に定めるメニューの欄に該当する内容を記入すること。
 ただし、複数のメニューがある場合は全て記入すること。
 なお、複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合については、従前の例により、政策目標を記入すること。
 5 「事業内容」の欄にあつては、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

(別紙様式1号 別添1)

〇〇年度 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に係る年度別実施計画書

1 年度別計画表 (事業実施期間を2年以上とする場合に限る。)

(都道府県名:)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	メニュー	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費 (千円)													
				開始年度	完了年度		〇〇年度 (開始年)		〇〇年度 (2年目)		〇〇年度 (3年目)		〇〇年度 (4年目)		〇〇年度 (5年目)					
							事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費				
				〇〇年度	〇〇年度															

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

(別紙様式1号 別添2)

〇〇年度 食品流通のグローバル化に係る年度別実施計画書

1 年度別計画表 (事業実施期間を2年以上とする場合に限る。)

(都道府県名:)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	メニュー	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費 (千円)											
				開始年度	完了年度		〇〇年度 (開始年)		〇〇年度 (2年目)		〇〇年度 (3年目)		〇〇年度 (4年目)		〇〇年度 (5年目)			
							事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費		
				〇〇年度	〇〇年度													

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

II 食品流通のグローバル化を目的とする取組用

市町村名	市場名	事業実施主体名	取組の分類	メニュー	成果目標Ⅰ						成果目標Ⅱ						事業内容 (施設区分、構造、規模等)	事業費 (円)	(〇〇県 〇〇年度)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考							
					事業実施後の状況						事業実施後の状況								負担区分(円)														
					成果目標の具体的な内容	計画時(△年)	1年後(□年)	2年後(◇年)	3年後(○年)	目標値(○年)	達成率	成果目標の具体的な実績	メニュー	成果目標の具体的な内容	計画時(△年)	1年後(□年)			2年後(◇年)	3年後(○年)	目標値(○年)	達成率					事業内容(施設区分、構造、規模等)	事業費(円)	交付金	都道府県費	市町村費	その他	
〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	輸出拡大市場施設整備	安全・安心な市場流通	物品鮮度の保持) 低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率(△年)△△%	低温売場販売率(□年)□□%				低温売場販売率(○年)〇〇%	〇%超過	低温売場販売率が低温売場面積率を〇%超過した	効率的な市場流通	(物流コスト等の削減) 物流コストの削減	物流コスト(△年)△△千円	物流コスト(□年)□□千円					物流コスト(○年)〇〇千円	〇%削減	物流コストが〇%削減された	卸売場の改良(鉄骨造2階建)(……)								

都道府県平均達成率	〇%	総合所見	・・・・・・・・
-----------	----	------	----------

- (注) 1 別紙様式1号の2のIIに準じて作成すること。
- 2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 - 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 - 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 - 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

別紙様式 3 号（別紙 I の第 5 の 2 及び 3 関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
〕

県（都道府）知事
氏 名

〇〇年度農産物等輸出拡大施設整備事業の成果目標の（変更の）妥当性等の協議について

農産物等輸出拡大施設整備交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 7 日付け 4 農産第 3467 号農林水産事務次官依命通知）別紙 I の 5 の 2 及び 3 に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の都道府県事業実施計画並びに輸出事業計画を添付すること
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
3 地域提案、特認団体又は都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあつては、別紙様式 4 号の特認団体協議書を添付すること。
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式4号（別紙Iの第5の3関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	目的	取組名
特認とする理由				

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式5号（別紙Ⅰの第5の6の（3）及び第5の7の（3）関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
〕

県（都道府）知事
氏 名

農産物等輸出拡大施設整備事業の事業実施状況報告及び評価報告（〇〇年度）

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知）別紙Ⅰの第5の6の（3）及び第5の7の（3）の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式2号を添付すること
2 必要に応じて別紙Ⅰの第5の6の（1）及び第5の7の（1）の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

農産物等輸出拡大施設整備事業
輸出物流拠点施設整備 (国直接採択事業)
事業実施計画書

(実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 : 年度

事業実施主体名 :

所在地 :

1. 事業者の概要

事業者名：
業務開始年：昭和〇〇年（西暦〇〇〇〇年）
所在地：〇〇県〇〇市〇〇
業務内容：

2. 事業の目的・効果等

○事業の目的

○事業により期待される効果

3. 事業の内容

整備内容： ○○施設の新築工事

事業期間： ○○○○年度～○○○○年度

主な施設・構造： ○○施設（S造2階）○○○㎡

貯蔵・保管施設（S造3階）○○○㎡

事業費

総事業費： ○○○,○○○円

用地費： ○○○,○○○円

建設費： ○○○,○○○円

うち国庫補助金： ○○○,○○○円

4. 事業導入効果 . . . ○.○○

※事業費5,000万円以上の場合に投資効率を記入

5. 食品等流通合理化計画 . . . ○○○○年○○月○○日認定済
(○○○○年○○月申請予定)

6. BCPの策定 . . . ○○○○年○○月策定済
(○○○○年○○月策定予定)

7. 関係者との調整状況

i. 施設整備に関すること

ii. 整備後の施設使用に関すること

8. 備考

①予算措置

[Redacted area]

②都市計画決定

[Redacted area]

③他の事業計画等への位置付け

[Redacted area]

④用地の取得

〇〇〇〇年〇月取得済（予定）

[Redacted area]

⑤周辺住民との調整

[Redacted area]

⑥その他

[Redacted area]

交付対象施設の整備内容

No	交付対象施設	施設内容	整備区分	整備内容	整備施設の活用方法	既存施設の撤去の有無
1						
2						

(記入要領)

- ・施設内容・・・整備を実施する具体的な施設名、設備名、機械名を記載
- ・整備区分・・・改良、造成、取得から選択
- ・整備内容・・・整備する施設の仕様（規模、数量、耐用年数、特徴等）を具体的かつ詳細に記載。※改良の場合は、施設のどこをどのように改良するのも記載。
- ・整備施設の活用方法・・・整備施設をどのように活用していくのか、数値等を用いて具体的かつ詳細に記載。
- ・既存施設の撤去の有無・・・「有」の場合は、交付対象事業費に含まれていないか確認。

成果目標設定

政策目標	成果目標の具体的な内容	目標数値			目標数値決定の考え方	事後評価の検証方法
		現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	増減 (増減率)		
		○○t	△△t	□□t □%増	(別業にして提出可) ○現状及び課題（現状値と目標値の乖離の要素や原因の特定や分析等）を明らかにし、明らかにされた課題を解決するための基本的な方針・対応方向を示し、実施すべき具体的な整備内容や整備後の関係者の取組等を具体化し、これらの取組の実施により目標値が達成可能となることを論証願います。	(別業にして提出可) ○現状値の算出方法 ○目標値の算出方法 (具体的な計算式、具体的な根拠資料（統計資料等）、具体的な調査方法等を記述すること)
<p>(「達成すべき成果目標基準」を2つ選択する場合は、それぞれの目標について、各欄に該当内容を記入すること。)</p>						

別紙様式7号（別紙Ⅱ－1の第2の1の（7）、別紙Ⅱ－2－1の第3の（13）及び別紙Ⅱ－2－2の第1の（6）関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

農産物等輸出拡大施設整備事業（〇〇年度）で取得又は効用の増加した施設等の
利用に関する改善計画について

〇〇年度において農産物等輸出拡大施設整備事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3. 施設等の利用の実績及び改善計画

（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知）に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

4. 改善方策

（事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画 策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備 (注1)	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」のことをいう。
 2 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 3 収支率は、収入／支出×100とする。
 4 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 5 地域提案にあつては、施設整備に準じて記入すること。